

○病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額

(平成 19 年 4 月 1 日公営企業局告示第 7 号)

改正 平成 20 年 4 月 1 日公営企業局告示第 1 号 平成 23 年 4 月 26 日公営企業局告示第 1 号
 平成 23 年 7 月 1 日公営企業局告示第 4 号 平成 26 年 3 月 31 日公営企業局告示第 1 号
 平成 26 年 11 月 21 日公営企業局告示第 3 号

高知県営病院事業料金徴収条例(昭和 32 年高知県条例第 17 号)別表のその他の給付に係る料金について、原価計算を基礎として地方公営企業管理者が定める額を次のように定める。

種類		金額
新生児保育管理料		1 人 1 日につき 7,510 円
定期検診時の妊婦指導料		1 人 1 日につき 4,900 円
先天性代謝異常検査手数料		1 件につき 4,100 円
胎盤処置料		1 件につき 1,100 円
人工妊娠中絶世話料	3 月まで	1 件につき 31,800 円
	6 月まで	1 件につき 54,200 円
避妊リング挿入料		1 件につき 17,600 円
避妊リング抜去料		1 件につき 8,800 円
乳房マッサージ料		1 件につき 1,550 円
診察券再発行料		1 件につき 200 円
セカンドオピニオン相談料		1 件につき 60 分まで 10,000 円(1 件につき 60 分を超えるものにあつては、10,000 円に 60 分を超えて 30 分までごとに 5,000 円を加算した額)
生命保険等に係る医師面談料		1 件につき 2,500 円
外来患者透析食事料		1 食につき 600 円
死体処置料		1 体につき実費相当額
予防接種料		1 件につき実費相当額
レントゲンフィルム複写手数料		1 件につき実費相当額
非紹介患者初診料		1 人 1 日につき 400 円と当該額に消費税法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地

	方消費税の額を合計した額(その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額)とを合算して得た額(助産に係る場合は、1 人 1 日につき 400 円)
入院患者病衣使用料	1 件につき実費相当額
おむつ代	1 件につき実費相当額
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 14 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 2 項第 3 号又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 64 条第 2 項第 3 号に規定する評価療養(以下「評価療養」という。)に該当するものに限る。)の投与に係る薬剤料	1 件につき実費相当額
使用薬剤の薬価(以下「薬価基準」という。)に記載されている医薬品の投与であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの(評価療養に該当するものに限る。)に係る薬剤料	薬価基準に定められた価額
入院期間が 180 日を超える入院(健康保険法第 63 条第 2 項第 4 号又は高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 2 項第 4 号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)に該当するものに限る。)に係る入院料	1 人 1 日につき入院料の基本点数(以下「基本点数」という。)の 100 分の 15 に相当する額と当該相当する額に消費税第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額(その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数がある

	ときはこれを 10 円に切り上げた額)とを合算して得た額(助産に係る場合は、1 人 1 日につき入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する額)
診療報酬の算定方法(平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 59 号)に規定する回数を超えて受けた診療(選定療養に該当するものに限る。)	診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額(その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額)とを合算して得た額(助産に係る場合は、診療の点数に相当する額)

一部改正〔平成 26 年 11 月公営企業局告示 3 号〕

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 21 日公営企業局告示第 3 号)

この告示は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。
